

令和3年度和歌山県介護支援専門員更新研修 実施要項 【実務経験者に対する更新研修】

- 1 目的 介護支援専門員証の有効期限更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。
- 2 実施機関 一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会 (TEL:073-421-3066)
- 3 受講対象者 介護支援専門員証の有効期間が令和4(平成34)年中に満了する者のうち、現介護支援専門員証の有効期間満了日までの5年間に介護支援専門員としてサービス計画の作成等に従事した経験があり、介護支援専門員証の有効期間を更新する者。(更新が2回目以降の方は注意願います。)
なお、「実務経験」については、「12 実務経験」を参照ください。
- 4 時間数 92時間(16日間)
【更新研修58時間(専門研修課程Ⅰ相当)及び
更新研修34時間(専門研修課程Ⅱ相当)】

【注意】

介護支援専門員としての実務に従事した経験のある方で、一定条件の介護支援専門員研修を修了している場合は、更新研修課程のうち、相当分の受講が免除されます。
詳細は、「介護支援専門員証の更新に必要な研修フローチャート」を参照してください。
※再研修を修了し専門員証の交付を受けた場合は、再研修修了前の更新回数及び更新に係る研修履歴はリセットされますのでご注意願います。

※専門研修課程Ⅰ相当に係る事例の提出について
事例提出が必要となります。詳細は受講決定通知時にお知らせしますが、事前に下記の資料の提出準備をして下さい。
《事前提出に必要な資料》
自己が担当する利用者の以下のいずれかの1事例
・居宅または施設サービス計画 (第1～5表)
(基本情報・アセスメントシート、課題分析結果のまとめを含む)
・介護予防サービス計画一式…介護予防支援費を算定している事例(支援経過記録を含む)
《留意事項》
・事例については、現在及び過去に担当したケースでも可。
・居宅・施設サービス計画、介護予防サービス計画を使用しての演習となります。
・現在、勤務していないためケースの担当がなく、実際的事例を準備できない場合は、実務研修等で作成した実習事例でも可。

※専門研修課程Ⅱ相当に係る事例の提出について
研修科目の演習で事例を扱いますので、事例提出が必要です。
1. 入退院時における医療との連携に関する事例
2. 多様なサービスを活用している事例 (事例の継続、終了は問いません)
上記2つの事例を提出してもらいます。
事例の提出方法や様式等は、研修開始後に説明及び様式配布の予定です。

- 5 研修日程 下記研修日程のとおりとする。
ただし、研修日程・会場は、受講人数等の都合により今後変更する場合がありますので、ご了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日程変更や開催中止等の決定をすることがありますので予めご承知おきください。

- 6 受講申込先 下記申込先に郵送で提出してください。
(1) 提出書類 介護支援専門員更新研修(実務経験者)申込書
(2) 申込先 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県長寿社会課 振興班 (ケアマネ研修担当)
TEL 073-441-2519
- (3) 提出期限 令和3年3月26日(金)【必着】**
- 7 受講決定 受講決定通知は、「2 実施機関」より令和3年5月上旬に申込者あて通知する予定です。
受講決定通知が届かない場合は、「2 実施機関」へ連絡してください。

※申込書には第二希望までご記入ください。第一希望のみを記入し、第一希望のコースが定員超過の場合は受講できません。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防により令和2年度和歌山県介護支援専門員更新研修が延期となった影響で、令和3年度介護支援専門員更新研修は全ての申込者の方に受講していただけない可能性があります。
そのため、申込者多数のため受講できない申込者で、介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講できない方については、有効期間を経過しても資格を喪失しない取扱いを予定しています(該当者には令和3年5月頃に別途通知します)。

- 8 受講料 受講料は、資料代を含め、72,000円程度となる予定です。
「更新研修34時間(専門研修課程Ⅱ相当)」のみを受講の場合は、資料代を含め、30,000円程度となる予定です。
金額及び納付方法は、受講決定通知時にお知らせします。
- 9 修了証明書 (1) すべての研修科目を修了と認めた場合のみ交付します。
(2) 欠席、遅刻、途中退席した場合、修了証明書の交付はできません。
- 10 個人情報の取扱いについて
「研修申込書」に記載された個人情報については、適正管理を行い、当該研修における運営管理以外の目的に利用することはありません。
- 11 受講後の更新手続について
研修を修了された方は、介護支援専門員証の有効期間満了日までに介護支援専門員証の更新手続を行う必要があります。
更新手続は、同封の「介護支援専門員証の更新手続についての御案内」を参照してください。
- 12 実務経験 「実務経験」とは、下記の事業所等において、介護支援専門員としてサービス計画の作成に従事していることをいいます。
【注】認定調査員の業務は、実務経験には該当しませんのでご注意ください。
- ①居宅介護支援事業者 ②特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者(予防)
③小規模多機能型居宅介護(予防)、認知症対応型共同生活介護(予防)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る)に係る指定地域密着型サービス事業者
④介護保険施設(計画作成担当者として施設から申請・届出されている者)
⑤介護予防支援事業者 ⑥地域包括支援センター(※)
- ※地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員証を持つ職員については、介護予防サービス計画を作成している者に限り、介護支援専門員実務経験者とみなす。

研 修 日 程（更新研修実務経験者）

※コース・時間及び会場の詳細は、受講決定通知時にお知らせします。

※本研修は全日程全科目を履修することが必要です。1回でも欠席・遅刻・早退がある場合は当該年度において研修を修了することはできません。

（介護支援専門員証の有効期間の更新ができません。）

<紀北会場> 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・プラザホープ（予定）

紀北 A コース	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目
	5/20 (木)	5/25 (火)	6/7 (月)	6/8 (火)	6/15 (火)	6/21 (月)	6/22 (火)	6/25 (金)
		専Ⅱ				専Ⅱ	専Ⅱ	
	第9日目	第10日目	第11日目	第12日目	第13日目	第14日目	第15日目	第16日目
	7/1 (木)	7/2 (金)	7/5 (月)	7/12 (月)	7/13 (火)	7/19 (月)	7/29 (木)	8/11 (水)
			専Ⅱ			専Ⅱ	専Ⅱ	

【注意】「専門研修課程Ⅰ」の既修了者

→→第3・6・7・11・14・15日目の6日間のみを受講してください。

紀北 B コース	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目
	5/20 (木)	5/25 (火)	6/7 (月)	6/8 (火)	6/15 (火)	6/25 (金)	7/1 (木)	7/2 (金)
		専Ⅱ						
	第9日目	第10日目	第11日目	第12日目	第13日目	第14日目	第15日目	第16日目
	7/8 (木)	7/9 (金)	7/12 (月)	7/13 (火)	7/16 (金)	8/10 (火)	8/11 (水)	8/31 (火)
	専Ⅱ	専Ⅱ			専Ⅱ	専Ⅱ		専Ⅱ

【注意】「専門研修課程Ⅰ」の既修了者

→→第3・9・10・13・14・16日目の6日間のみを受講してください。

<紀南会場> 第1日目～第10日目は和歌山会場（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・プラザホープ（予定））となります。紀南会場での開催はございません。
第11日目～第16日目については、紀南会場（上富田文化会館・田辺スポーツパーク（予定））です。

紀南 コース	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目
	5/20 (木)	5/25 (火)	6/8 (火)	6/15 (火)	6/25 (金)	7/1 (木)	7/2 (金)	7/12 (月)
	第9日目	第10日目	第11日目	第12日目	第13日目	第14日目	第15日目	第16日目
	7/13 (火)	8/11 (水)	8/20 (金)	9/1 (水)	9/2 (木)	9/17 (金)	10/4 (月)	10/18 (月)
			専Ⅱ	専Ⅱ	専Ⅱ	専Ⅱ	専Ⅱ	専Ⅱ

【注意】「専門研修課程Ⅰ」の既修了者

→→第11・12・13・14・15・16日目の6日間のみを受講してください。